

第5章 計画の推進に向けて

1. 庁内の連携体制

この計画は、スポーツの概念が多岐にわたるため、事務局である社会教育課を中心に、関係各課と情報共有、連携を図りながら円滑で実効性のある施策実施に努めます。

2. 住民や関係団体との連携・協働

「いつでも、どこでも、誰でも」スポーツができる環境を推進するためには、年齢や性別、競技スポーツや生涯スポーツなどの価値観に個人差があることから、住民の意識の醸成や、より一層の推進を図るためスポーツに取り組む各種団体の自主的な活動を支援し、住民、各種団体との連携した取り組みを積極的に実施いたします。

3. 計画の進捗管理と社会情勢に応じた見直し

この計画の目標年度は、令和7年度としていますが、実効性を確保するため、年度ごとに施策の進捗を管理し、各年度の実施施策を決定します。また、住民の意識調査や、社会情勢の変化に応じ、柔軟に計画を見直します。